

選挙人名簿の縦覧

選挙に伴う選挙人名簿登録にかかる縦覧を行います。

とき 9月6日(日)午前8時30分～午後5時
ところ 市役所本館2階 選挙管理委員会事務局

投票制度のご利用を



期日前・不在者投票制度のご利用を

期日前投票や不在者投票は、投票日に投票所で投票できないと見込まれる人が、利用できる制度です。

対象

- ▽仕事や冠婚葬祭がある人
- ▽レジャー・や買物、旅行などで投票区域外にいる人
- ▽病気や妊娠などで、投票所に行くことが困難な人

期日前投票

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を記入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。

とき 9月7日(月)～12日(土)午前8時30分～午後8時
ところ 市役所本館1階 玄関ホール

整理券をお持ちください。

書を受け取り次第、投票用紙などを送りますので、滞在地などの選挙管理委員会で投票してください。

選挙管理委員会以外で記入したもの、同封している「不在者投票証明書」の封筒を開封したものは無効となり、投票できなくなります。

②不在者投票ができる施設で投票する

病院や老人ホームなど、入所している施設が不在者投票のできる施設に指定されている場合は、その施設に申し出ることで投票できます。

不在者投票ができる市内の施設

投票日に投票できない人が対象となります。

投票期間 9月7日(月)～12日(土)

①出張先・滞在先の他市町村で投票する

市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」により、投票用紙などを請求してください。この宣誓書・請求

▽老人ホーム＝きんもくせい 特別養護老人ホーム、ケアハウス（キンモクセイ）もくせい、特別養護老人ホーム明星、特別養護老人ホーム天の川明星、軽費老人ホーム明星、アミーユ交野、レガート交野、ペストライフ交野、特別養護老人ホーム美来（老人短期入所施設を含む）、特別養護老人ホームあおや

ま、サール・ナートかたのダウントロード

▽身体障がい者支援施設＝交野自立センター

期日前投票・不在者投票の誓書・請求書は、選挙管理委員会のホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/gyousei/>)からダウンロードすることができます。

また、市役所本館2階の選挙管理委員会事務局でも、受け取ることができます。

ま、サール・ナートかたのダウントロード

▽身体障がい者支援施設＝交野自立センター

期日前投票・不在者投票の誓書・請求書は、選挙管理委員会のホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/soshiki/gyousei/>)からダウンロードすることができます。

また、市役所本館2階の選挙管理委員会事務局でも、受け取ることができます。

障がいの程度が1級から3級の人

▽戦傷病者手帳を持ち、①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症の人②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症の人

▽介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が「要介護5」の人

※郵便等投票をすることができる人で、上肢または視覚の障がいが、身体障がい者手帳に「1級」とある人や、戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいが、特別項症から第2項症の人は、申請

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

■手続き

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会宛ての書面で申請してください。該当する場合は「郵便等投票証明書」を交付します。

郵便等投票の対象となる人未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

次の(A)(B)(C)のいずれかに当てはまる人は、自宅などから郵便等で不在者投票ができます。

(A)身体障がい者手帳を持ち、①両下肢、体幹、移動機能の障がいが1級または2級の人②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または2級の人③免疫または肝臓のがいの程度が1級または3級の人

郵便等投票制度



贈らない・求めない・受け取らない

してはいけない選挙運動

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。

選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなくてはなりません。

【戸別訪問】

各戸を訪問して、投票を依頼することはできません。

【飲食物の提供】

陣中見舞いなどといって、飲食物を選挙事務所などに差し入れすることはできません。

